

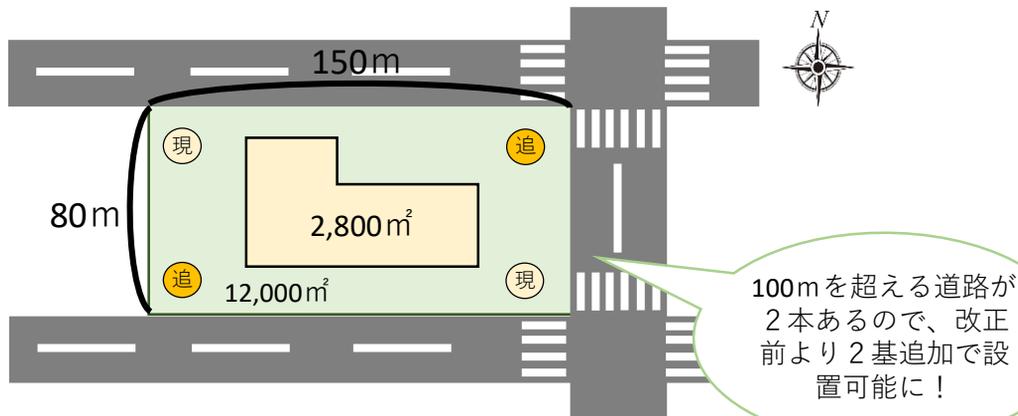
屋外広告物条例施行規則の改正について

「自己の敷地内に建て植えるもの」 について基準を改正します！

変更点① 一定規模以上の施設において、基数制限の緩和をします。

敷地面積10,000㎡又は建築面積3,000㎡以上の施設は、接道距離100mを超える道路1本につき1基追加で設置が可能になります。（ただし、同一意匠のものは一つ道路につき2基まで）

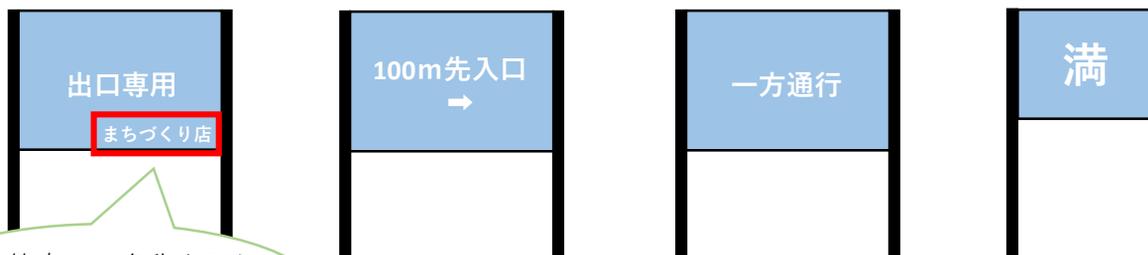
(例) ・敷地面積12,000㎡、建築面積2,800㎡
・3方を道路で囲まれており、北・南側の道路の接道距離150m、東側道路の接道距離80m



変更点② 駐車場表示広告物等の範囲を拡大します。

区分	現行	改正案
広告物の規模	必要最小限	変更なし
設置位置	出入口付近のみ	原則出入口付近のみ ただし、交通安全上等の理由で必要だと認められる場合は、出入口付近以外も可
表記内容	駐車場を表示する内容	・駐車場を表示する内容 ・進入路・退出路を示す内容 ・満空表示 ・管制のためのもの その他駐車場へ誘導する上で必要と認められるもの

【改正後の駐車場表示広告物等の例】



店名等自己の名称を入れる場合は、必ず表示面の4分の1以下にすること

変更点③ 禁止地域等における駐車場表示広告物等の表示面積の緩和を行います。

禁止地域等の適用除外の中で自家用広告物においては、一定の基準に適合すれば掲出可能としています。その中で、駐車場表示広告物等であれば数量から除いていましたが、今後は表示面積からも一部除くことができます。

区分		改正前	改正案
表示面積 の合計	第一種禁止 地域等	10㎡以下（自己の氏名・店名等以外の表示は5㎡以下）	10㎡以下（自己の氏名・店名等以外の表示は5㎡以下） 「駐車場表示広告物等は合計5㎡まで表示面積の合計から除く」
	第二種禁止 地域等	20㎡以下（自己の氏名・店名等以外の表示は10㎡以下）	20㎡以下（自己の氏名・店名等以外の表示は10㎡以下） 「駐車場表示広告物等は合計10㎡まで表示面積の合計から除く」
	第三種禁止 地域等	30㎡以下（自己の氏名・店名等以外の表示は15㎡以下）	30㎡以下（自己の氏名・店名等以外の表示は15㎡以下） 「駐車場表示広告物等は合計15㎡まで表示面積の合計から除く」

基準の詳細は「姫路市屋外広告物条例の手引き」をご覧ください。

【施行日：令和4年4月1日】

姫路市まちづくり指導課（都市景観指導室）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

☎079-221-2541 FAX079-221-2757